## 長久手市低入札価格調査等実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長久手市が発注する建設工事(以下「工事」という。)の 競争入札について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」 という。)第167条の10第1項及び第167条の10の2第2項(令第1 67条の13において準用する場合を含む。)に規定する落札者の決定方法に ついて必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 低入札価格調査 令第167条の10第1項及び第167条の10の2 第2項の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込 みをした者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容 に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを確認するための調査を いう。
  - (2) 調査基準価格 前号に定める低入札価格調査を行う基準として設定する 価格をいう。
  - (3) 失格基準価格 前号に定める調査基準価格を下回る入札が行われた場合、契約内容に適合した履行が確保されないと判断して失格とする基準として設定する価格をいう。
  - (4) 最低制限価格 令第167条の10第2項に規定する最低制限価格をいう。
  - (5) 入札執行担当者 市長又はその委任を受けて入札執行の事務をする者をいう。
  - (6) 長久手市入札参加資格委員会 長久手市入札参加資格委員会設置要領第 1条に規定する委員会(以下「委員会」という。)をいう。

(対象工事)

第3条 低入札価格調査は、総合評価落札方式で入札を実施する工事を対象とする。

- 2 最低制限価格は、設計金額130万円を超える工事で、競争入札(総合評価落札方式を除く。)に付するものを対象とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、委員会が低入札価格調査を用いて入札を行うことが必要であると認める場合は、低入札価格調査の対象とすることができる。 (調査基準価格)
- 第4条 調査基準価格は、予定価格を算出する基礎となった次に掲げる額の合計額(千円未満切捨て)に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格の100分の92を超える場合にあっては、予定価格の100分の92に相当する額(千円未満切捨て)とし、予定価格の100分の75に満たない場合にあっては、予定価格の100分の75に相当する額(千円未満切上げ)とする。
  - (1) 土木工事(一般土木工事、舗装工事、鋼構造物工事、土木工作物塗装工事等、次号の工事以外の土木関係工事)の場合
    - ア 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額
    - イ 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
    - ウ 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額
    - エ 一般管理費等の額に100分の68を乗じて得た額
  - (2) 土木工事(土木関係の機械設備工事、電気通信工事及び下水道用機械・ 電気設備工事)の場合
    - ア 機器単体費の額に100分の92を乗じて得た額
    - イ 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額
    - ウ 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
    - エ 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額
    - オ 一般管理費等の額に100分の68を乗じて得た額
  - (3) 建築工事の場合
    - ア 直接工事費の額に100分の90を乗じて得た額に100分の97を 乗じて得た額
    - イ 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
    - ウ 直接工事費の額に100分の10を乗じて得た額と現場管理費の額の 合算額に100分の90を乗じて得た額

- エ 一般管理費等の額に100分の68を乗じて得た額
- 2 委員会が必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、調査基準価格を 予定価格の100分の92から100分の75までの範囲内で別に定めるこ とができる。

(失格基準価格)

第5条 失格基準価格は、調査基準価格に100分の90を乗じて得た額とし、 失格基準価格を下回った入札者は失格とする。

(最低制限価格)

- 第6条 最低制限価格の算定については、第4条の調査基準価格の規定を準用する。
- 2 最低制限価格を下回った入札者は失格とする。(入札参加者への周知)
- 第7条 調査基準価格及び失格基準価格並びに最低制限価格を定めたときは、 入札の公告又は指名通知書に記載し、入札参加者に対して周知するものとす る。

(入札の執行)

第8条 開札の結果、調査基準価格を下回る申込価格での入札(以下「低入札」という。)が行われた場合には、落札の決定を保留するものとする。

(調査の実施)

- 第9条 入札執行担当者は、前条の規定により落札の決定を保留した場合、低 入札を行った者のうち最低価格入札者又は総合評価における評価値が最も高 い者(以下「最大評価値入札者」という。)に対し、速やかに、当該契約の内 容に適合した履行が確保されるか否かについて事情聴取等の調査を行うもの とする。
  - (1) 入札書に記載した金額で施工可能である理由
    - ア 対象工事箇所周辺における同種同類の手持工事の有無及び手持工事の 状況による理由
    - イ 対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との地理的条件による理由
    - ウ 資材購入先及び当該購入先と入札者との関係による理由
    - エ 手持機械の状況による理由

- オ その他の事項による理由
- (2) 施工の品質確保が可能な根拠
  - ア 入札書に記載した金額の算出根拠となる資料(積算内訳書)
  - イ 労務者の具体的供給見通し
  - ウ 下請負契約予定者及び下請負予定金額
  - エ 過去に施工した公共工事名及び工事成績
  - オ 建設副産物の拠出地
- (3) 経営状況
- (4) 信用状態(建設業法違反の有無等)
- 2 最大評価値入札者は、前項の調査を求められた場合には、これに応じなければならない。調査に応じないときは、落札者としないものとする。

(委員会への意見徴収)

第10条 入札執行担当者は、前条の規定による調査を実施したときは、その 調査結果を委員会に報告し、意見を求めるものとする。

(落札者の決定)

- 第11条 入札執行担当者は、委員会の意見により当該契約の内容に適合した 履行ができると判断した場合は、最大評価値入札者を落札者と決定し、速や かに落札した旨を落札者に通知するとともに、落札者となった者以外の入札 参加者全員に対しその旨を通知するものとする。
- 2 入札執行担当者は、委員会の意見により当該契約の内容に適合した履行が 確保されないと判断した場合は、最大評価値入札者を落札者とせず、予定価 格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、総合評価落札方 式における最大の評価値をもって入札したもの(以下「次順位者」という。) であり、かつ、調査基準価格を上回るものを落札者と決定する。
- 3 前項の場合において、次順位者が調査基準価格を下回るものであるときは、 前2条及び前2項の規定を準用する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年2月1日から施行する。 (適用区分)
- 2 改正後の要綱は、令和6年4月1日以降の契約に係る事務について適用し、 令和6年3月31日までの契約に係る事務については、なお従前の例による。